

不法電波は
生活を脅かす
重大な犯罪です。

竹俣 紅

不法電波に 待ったなし!

1
ルール

無線機器の使用には「技適マーク」㊞の確認を。

2
ルール

電波の利用には、原則、免許が必要です。

3
ルール

外国規格の無線機器にご注意。

電波は、消防・救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、そんな大事な通信を妨害します。



総務省 沖縄総合通信事務所

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>

詳しくは総務省 電波利用ホームページへ

電波利用

検索

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



2019.04